



「コンパクトで美しいまちづくり」の実現に向けて

高松市長

大 西 秀 人

はじめに

本市では、平成16年5月に、市街化区域と市街化調整区域の区分、いわゆる線引きを廃止した。この線引き廃止により、23年度の行政区域内の人口は、当時と比べ、約5千人の増となっており、一定の効果は認められるものの、本市中心部においては、全国有数の地価の下落を招く一因となった。

また、郊外部の用途白地地域（旧市街化調整区域）においては、高層マンションや小規模の宅地開発を始め、大型商業施設等の立地により、居住・商業機能が拡散傾向にあるほか、地域固有の田園環境が損なわれるなど、その弊害も見受けられる。

このようなことから、本市では、平成20年度に新たな都市計画マスタープランを策定し、集約拠点への都市機能の集積と市街地の拡大抑制による「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現を目指すこととしている。

また、この都市構造の考え方には、21年12月に制定した「美しいまちづくり条例」の理念を加えた「コンパクトで美しいまちづくり」を、私の「マニフェスト2011」の政策キーワードの1つに掲げ、各種施策・事業に取り組むこととしている。

1. 現状と課題

(1) 人口動態

本年1月に、国立社会保障・人口問題研究所が、2060年までの将来推計人口を公表したが、その数字は非常にショッキングなものであった。我が国的人口は、2010年時点で

図1-1

2010年

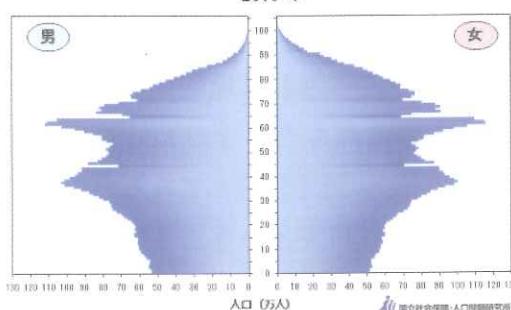
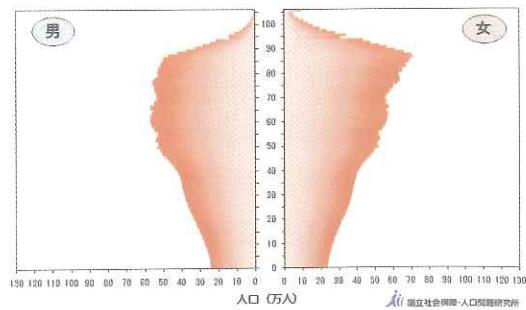


図1-2

2060年



資料：1920～2010年：国勢調査、推計人口、2011年以降：「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」。

の約1億2,800万人から、50年後の2060年には、8,700万人となり、その構成は、65歳以上が約40%、15歳から64歳が約50%、15歳未満が約10%になると推計されている。本市においても、全国の傾向と同様に減少が続き、現在、約42万人の人口は、2050年には、約31万人まで落ち込み、高齢化率は43%になることが推測されている。(図1参照)

線引き廃止後における地域別的人口動態を見ると、都心地域および東部、西部地域は減少傾向が続いている一方で、旧市街化調整区域の外縁部に当たる南部地域においては、人口が増加し続けており、いわゆる、中心市街地およびその周辺から人口が流出し、低密度な拡散型の都市構造が形成されていることが伺える。(図2参照)



図2 都心地域の人口減少と市街地近傍での人口増加

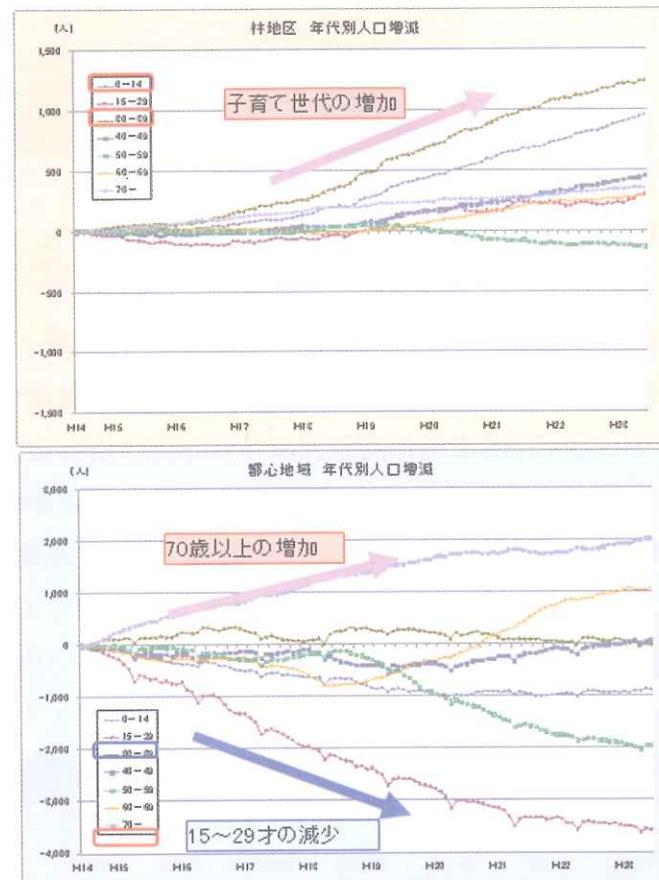
・人口のにじみ出しにより市街地の低密度化が進行している。

旧市町名	現地域名	線引き廃止 (平成16年5月) 後の人口変動										
		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H23(対H16)	
旧高松市	都心地域	115,639	115,599	114,996	114,717	114,397	113,464	113,738	113,943	114,369	-1,230	
	東部地域	58,778	58,351	58,305	57,939	57,707	57,348	57,317	57,029	56,832	-1,519	
	西部地域	34,265	34,231	34,126	33,909	33,983	34,015	33,817	33,792	33,608	-623	
	南西部地域	50,599	50,534	50,464	50,512	50,401	50,462	50,471	50,746	50,855	321	
	南部地域	54,881	55,465	56,594	57,314	58,441	59,906	60,918	61,734	62,782	7,317	
	山田地域	22,495	22,981	23,267	23,332	23,296	23,205	23,258	23,189	23,101	120	
旧牟礼町		18,043	18,010	18,111	18,368	18,291	18,265	18,372	18,280	18,292	282	
旧香南町		7,961	7,945	7,921	7,995	7,998	7,977	7,969	7,913	7,888	-57	
旧香川町		24,161	24,281	24,279	25,105	25,054	24,837	24,709	24,727	24,566	285	
旧国分寺町		23,620	23,967	24,192	24,987	24,910	24,836	24,919	24,931	25,010	1043	
旧塩江町		3,593	3,557	3,439	3,486	3,413	3,374	3,318	3,208	3,137	-420	
旧庵治町		6,424	6,344	6,276	6,387	6,263	6,155	6,052	5,978	5,891	-453	
旧高松市	島嶼部 ^{※2}	545	512	486	468	443	411	410	406	387	-125	
計		421,004	421,777	422,456	424,520	424,597	424,255	425,268	425,876	426,718	4,941	



また、年齢別の人団動態を見ると、都心地域においては、70歳以上の高齢者が増加する一方で、15歳から29歳までの若年層の減少傾向が著しくなっている。特に、南部地域の特徴的な傾向として、林・多肥地区においては、30歳から39歳と14歳以下の世代の増加が顕著となっており、マイホームなどの住宅が比較的取得しやすく、自家用車を中心とした郊外型のライフスタイルを求める、いわゆる子育て世代の受け皿となっている。(図3参照)

図3



資料：高松市住民基本台帳

もう一点、高齢者世帯の動向である。本市においては、郊外部ほど、高齢化の進展が顕著になると見込まれていることに加え、今後、単独世帯が増加していくことが予想されており、とりわけ、公共交通の空白地帯等においては、将来において、買い物や通院など、高齢者が自立した生活を送ることができない可能性がある。

(2) 都市経営

本市の財政状況を見ると、高齢化の進展に伴う生活扶助や社会福祉などに係る経費の「民生費」は、毎年増加の傾向にある一方、まちづくりのための貴重な財源となる市税収入は、年々、減少傾向にある。

また、道路等の人口一人当たりの維持補修費は、都心地域以外では、都心地域の約5.8

倍の経費が必要となっている。(図4参照)こうした低密度な市街地が広がる拡散型の都市構造が形成されることは、これまで蓄積した社会資本ストックの維持管理等に係る経費に加え、新たなインフラ整備に伴う行政コストの増大など、財政を圧迫することにもつながり、今後、真に必要な、社会資本の整備が困難になるなど、健全な自治体経営に支障を来す可能性がある。

2. 「多核連携型コンパクト・エコシティ」とは?

我が国では、戦後、一貫して人口増加が続き、労働力や需要の拡大を前提として、国土の均衡ある発展のコンセプトの下、公共事業などを始めとする社会資本の整備が進められてきた。こうしたこれまでの拡大基調からソフト戦略を重視し、人口減少、少子・超高齢社会を見据え、30年、50年後においても、活力を失わず、市民がいきいきと暮らせる、まちづくりに取り組むことが重要となってくる。

本市の都市計画マスタープランに掲げる目指すべき都市構造「多核連携型コンパクト・エコシティ」は、都市のスプロール化を抑制し、集約型の都市構造への転換を図ることにより、17の集約拠点それぞれの特性を十分生かしながら、そこに集積する都市機能や多様なサービスを享受できる、また、周辺部においては、やすらぎのある田園地域にふさわしい、快適で暮らしやすい、まちづくりを目指すものである。(図5参照)

図5 ◎多核連携型コンパクト・エコシティの推進

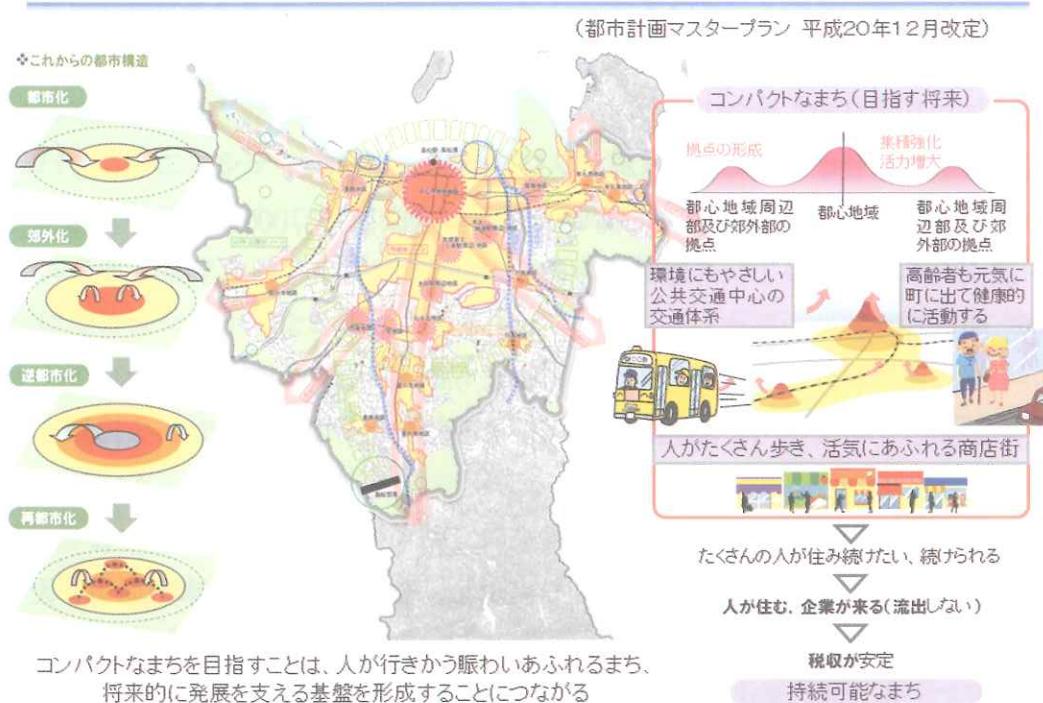
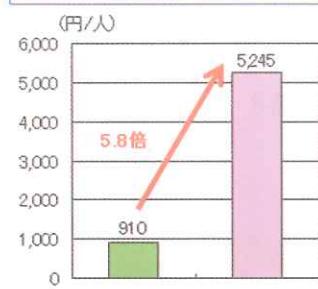


図4

高松市の地域別の行政コスト(H21)
(一人あたりの維持補修費)

・都心地域以外の一人あたりの行政コストは都心地域の5.8倍。

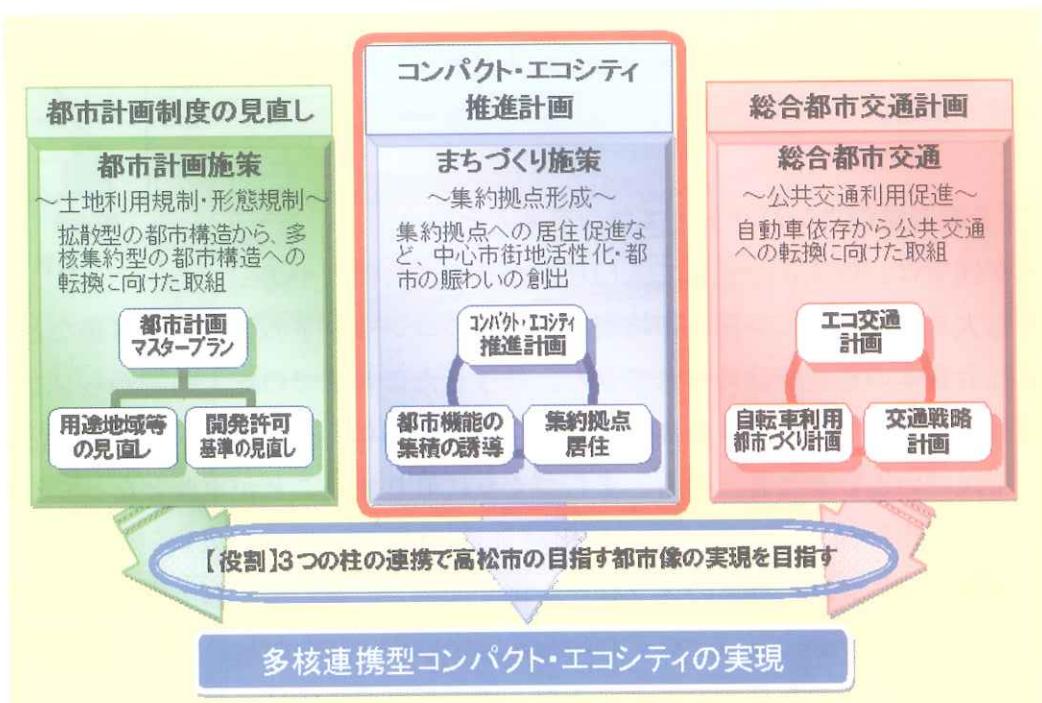


資料：高松市資料

3. 実現に向けて

その実現に向けては、都市計画制度など適正な土地利用の推進、公共交通を基軸とした都市交通の形成、集約拠点に都市機能を誘導するためのまちづくり施策を3つの柱とし、相互に有機的に機能させながら、取り組むこととしている。(図6参照)

図6



(1) 都市計画制度の見直し

16年5月の線引き廃止後の人団動態、土地利用動向等を踏まえ、市街地の低密度な拡散を抑制するため、特定用途制限地域や開発許可基準など、都市計画制度の見直しを行い、昨年12月1日から施行している。

(イ) 特定用途制限地域の見直し

郊外部において、集客力の高い大型店舗（床面積3,000m²以上）や公共・公益施設（大学・病院など）の立地を制限

(ロ) 開発許可基準の見直し

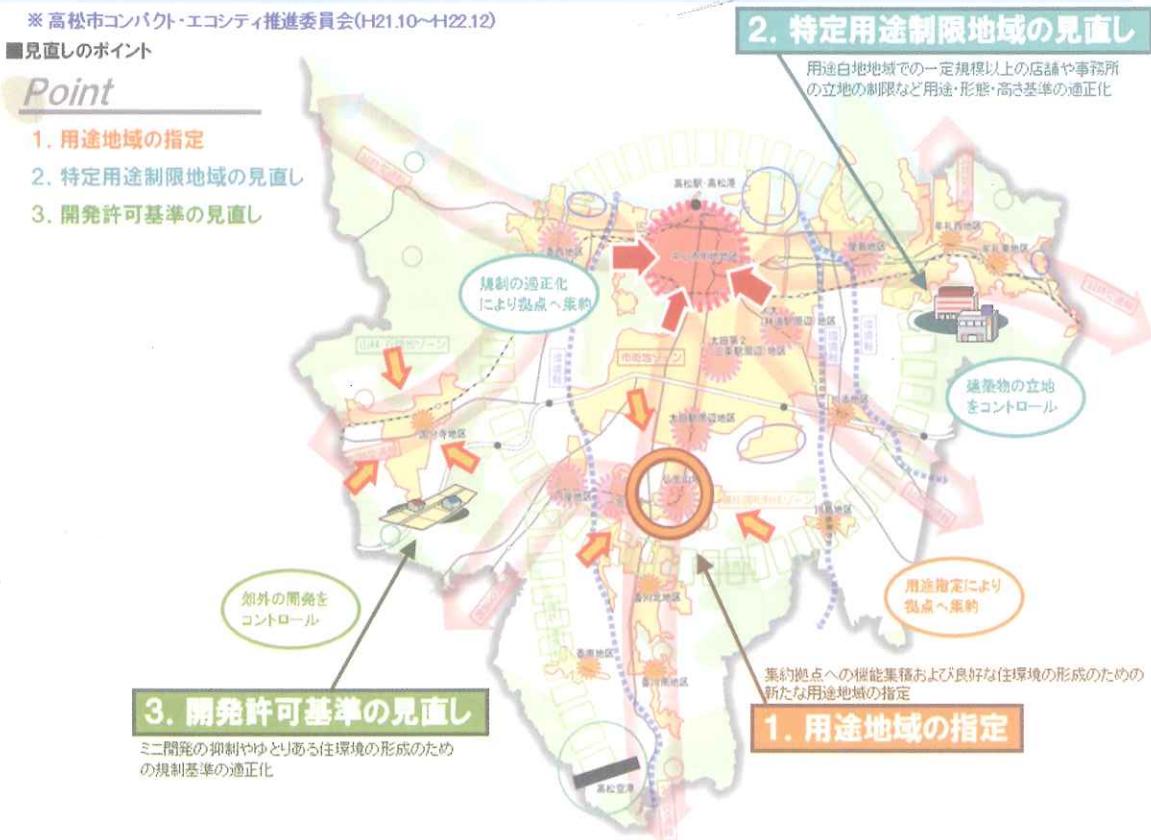
郊外部におけるミニ開発の抑制やゆとりある住環境の形成を図るため、開発許可を必要とする面積（1,000m²→700m²）の引き下げ（図7参照）

(2) 総合都市交通計画に基づく施策の推進

自動車に依存しないライフスタイルを実現し、公共交通と自転車を活用したまちづくりを目指し、将来を見据えた、本市にふさわしい交通体系を構築することを目的として、22年11月に、新たな「高松市総合都市交通計画」を策定している。

図 7

都市計画制度の見直し(H23.12.1施行)



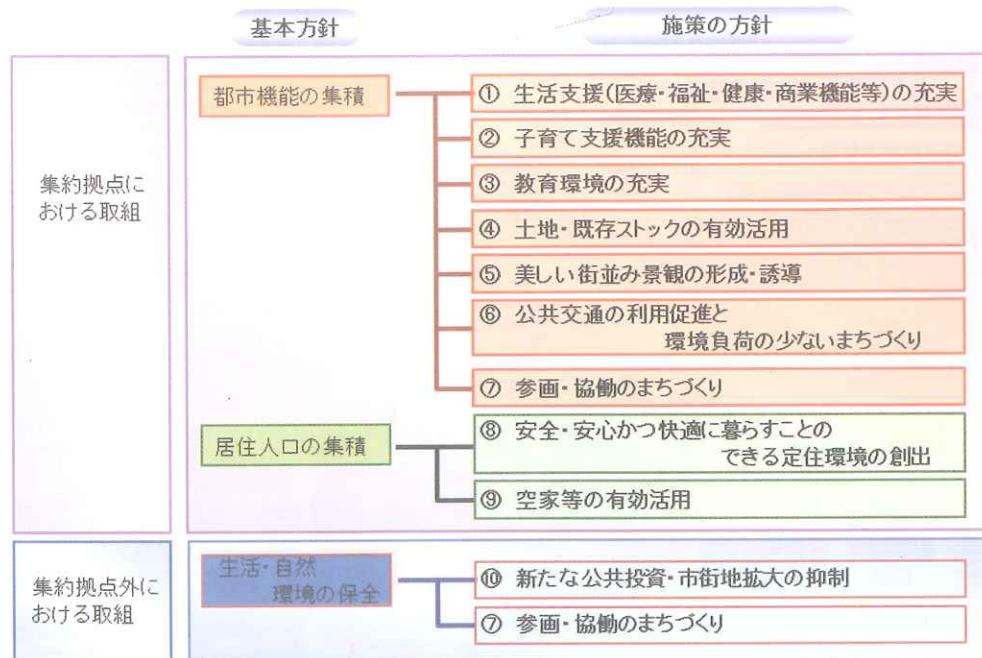
昨年10月1日から本年3月31日まで、都心地域での「ちょいのりバス」や、郊外部での「バス＆レールライド」の社会実験を行ったところであり、引き続き、この計画に掲げる具体的な施策に取り組んでいくこととしている。

(3) コンパクト・エコシティ推進計画（まちづくり施策）の策定

コンパクトで持続可能なまちづくりに向けての道筋を明らかにするための、「コンパクト・エコシティ推進計画」の策定に向け、「都市機能の集積」「居住人口の集積」「生活・自然環境の保全」からなる3つの基本方針と、生活・子育て支援の充実、土地・既存ストックの有効活用、新たな公共投資・市街地拡大の抑制など、10の施策方針に沿って、鋭意、検討を進めているところであり、本年度のできるだけ早い時期に取りまとめることとしている。（図8参照）

「多核連携型コンパクト・エコシティ」は、17の集約拠点がそれぞれの特性を十分生かしながら、周辺部においては、やすらぎのある田園地域にふさわしい、快適で暮らしやすいまちづくりを進めるものである。この実現に向けては、市民の皆様と、その理念や必要性を常に共有し、御理解と御協力をいただきながら、各種施策・事業の推進に努

図8 まちづくり施策の体系(案)



める必要があり、本年度から、市政の総合調整を担当する市民政策局に新たに「コンパクト・エコシティ推進部」を設置し、全庁的な推進体制の下、精力的に取り組むこととしている。

4. 美しいまちづくり

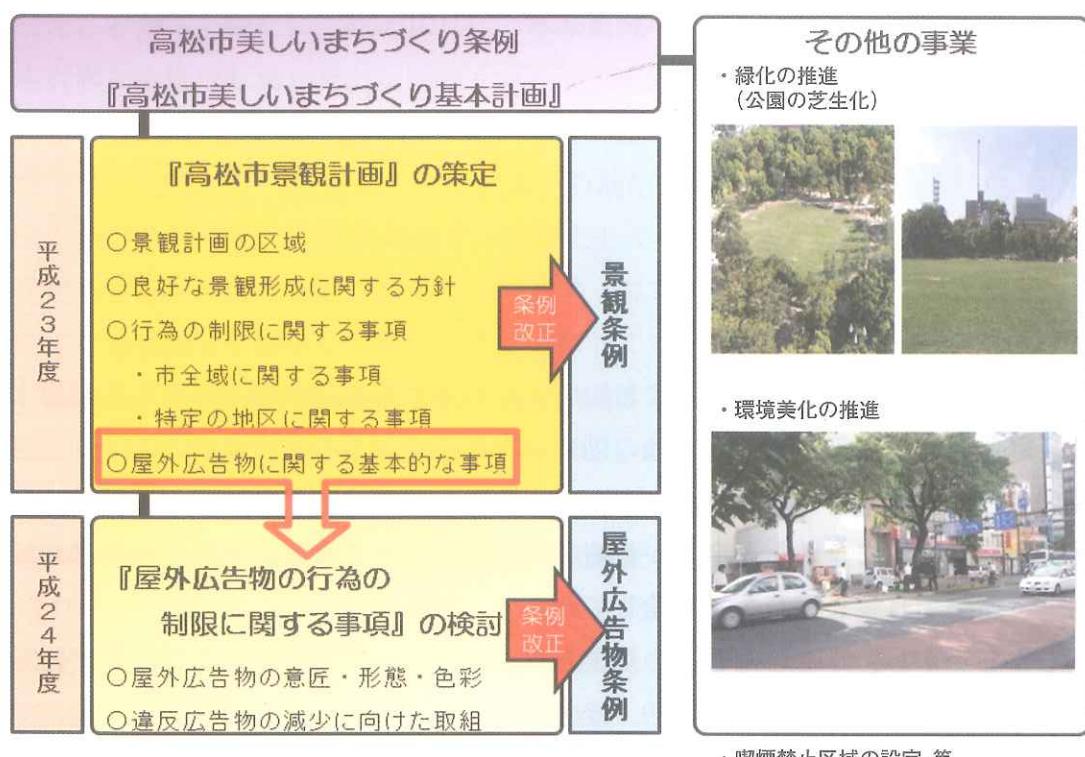
私は、目指すべき都市構造「多核連携型コンパクト・エコシティ」の考え方、「美しいまちづくり」という視点を加えたまちづくりを推進していきたいと考えている。

本市では、平成21年12月に、都市景観と環境美化に関する施策を一体的に推進し、美しいまちづくりの理念を明確にする「美しいまちづくり条例」を制定するとともに、昨年3月に、景観施策の指針となる「美しいまちづくり基本計画」を策定している。この計画に定める施策の実現に向け、景観形成に大きな影響を及ぼす建築物等の形態・色彩・デザインに関する規制等について、本年1月に景観法に基づく景観計画として取りまとめたところである。(図9参照)

具体的には、全市域において、一定規模以上の建築行為等に義務付けている届出の対象規模を、土地利用の区域区分に応じて引き下げるほか、新たにマンセル表色系により、採用できる建物の基調色の範囲を導入するなど、規制内容の充実を図るものである。

また、対象となる建築行為等に対し、事前協議や完了届の提出を義務付けるとともに、景観形成基準が遵守されない場合は、勧告や変更命令等ができることとする実効性を確保したものとなっている。本年度からは、都市空間を構成する重要な要素となる屋外広

図9 美しいまちづくりの実現に向けて



告物の届出対象区域や許可基準の見直しなど、具体的な屋外広告物に関する規制・誘導内容の検討に、速やかに着手することとしており、自然・都市・歴史・文化の調和した「だれもが暮らしたい、訪れたい」と感じる美しいまちづくりを目指すこととしている。

5. おわりに

本市の人口は、2050年には、約31万人まで落ち込み、高齢化率が43%になることが推測されているが、私は、こうした厳しい時代を迎えるからこそ、都市的利便性と潤いのある海や田園の穏やかさが、共に享受でき、人々が幸せを感じられる、人間中心の都市の実現を目指すこととしており、本市の未来像として、二期目のマニフェストにおいて、「創造性豊かな海園・田園・人間都市へ」というテーマを掲げている。

このため、本年度から、新たに設置した創造都市推進局を中心的推進組織として、産業、ものづくり、観光、文化・スポーツ、国際などに関する施策を一元化し、高松の都市ブランドイメージの向上を積極的かつ効果的に図りながら、創造都市の実現を目指すことにより、「瀬戸の都・高松」の魅力を全国に発信し、知名度を高めてまいりたい。そして、本格的な人口減少・超高齢社会においても、経済的、社会的に活力を失わず、人々が眞の豊かさや幸せを実感しながら生きていくことのできる都市づくりを推進してまいりたい。